

令和7年2月5日
防災街づくり担当部
市街地整備課

世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針の見直し等について

1 主旨

区では、区民の生命と財産を守るための施策の方向性を示すため、平成28年10月に「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針（以下「防災対策方針」という。）」を策定した。これまで、区では今後発生が懸念されるがけや擁壁の崩壊による土砂災害に備え、様々な防災対策を推進し、安全対策に取り組んでいる。昨今の気象状況の激甚化や盛土規制法施行による規制強化など、策定当時と比べ、防災対策方針に係る環境は変化しており、引き続き区民の生命と財産を守るためには、現在の社会情勢やニーズに即した安全対策を検討する必要がある。

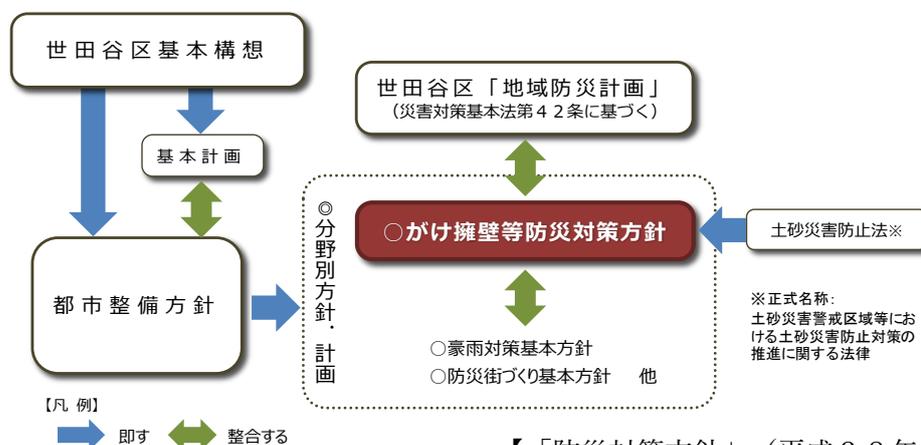
こうしたことから令和7年度より現地での擁壁の実態調査を実施し、健全性の実態把握及び予防保全対策の検討を行い、防災対策方針の改定に着手する予定であり、改定に向けた検討の概要及び当面の取組みとして世田谷区擁壁改修等補助金交付要綱の改正について報告する。

2 これまでの経緯

平成28年10月	防災対策方針策定
平成29年4月	土砂災害特別警戒区域内への補助制度の運用開始 (土砂災害対策改修・がけ地近接等危険住宅移転補助制度) 擁壁改修専門家派遣制度の運用開始
平成31年4月	擁壁改修助成制度(通学路沿い)の運用開始
令和6年7月	がけ・擁壁等の安全対策に向けた抽出調査

3 防災対策方針の位置づけ

防災対策方針は、「世田谷区地域防災計画」の内容を踏まえ、区として実施すべき対策をとりまとめたものであり、区の個別計画である「世田谷区都市整備方針」に定める街づくりに関する目標を実現するため、世田谷区街づくり条例第10条を根拠とし、土砂災害を防止・軽減する基本的な方針として策定した。



【「防災対策方針」（平成28年10月）より引用】

4 現行の防災対策方針に基づく取組みと課題

(1) 取組み

- ① 避難体制の強化（ハザードマップの作成等）
- ② 公共施設の管理（道路、公園等）
- ③ 民有地への支援（専門家派遣、土砂災害特別警戒区域等）
- ④ 法令等に基づく指導等（建築基準法、都市計画法等）

(2) 課題

民有地の支援制度の活用状況から、擁壁改修等が十分には進んでいないと想定される。助成制度があるものの、一般的に擁壁の造り替え費用は高額になる傾向にあり、所有者の負担が大きいため、改修の実施に至らないケースが多いと考えられる。また、区内のがけ・擁壁の状況について、実態を十分に把握できていないことから、情報整理と実態に即した支援制度の見直しが必要である。

5 見直し検討の概要

(1) 防災対策方針改定に向けた取組み

- ① 実態調査
 - ・令和6年度に机上抽出したがけ・擁壁について、区内の一部地区等において国土交通省のマニュアルに基づく実態調査の実施
 - ・不健全な擁壁の実態把握
- ② 見直し内容
 - ・各施策や民有地の支援内容の拡充
 - ・がけ・擁壁の情報データベース化による庁内連携強化 等
- ③ 補助金制度の交付対象の拡大
 - ・実態調査結果を踏まえた予防保全対策の検討
- ④ 実態調査及び防災対策方針改定に係る令和7年度概算経費（委託料）
 - ・4400万円

(2) 当面の対策

現在の「世田谷区擁壁改修等補助金交付要綱」では、通学路に面した高さ2mを超える擁壁の改修工事等を補助金交付対象としている。通学路は、児童が安全に日常利用するための重要な道路であると同時に、災害時には指定避難所である区立小学校への避難経路であるため、優先的に取り組んできた。

防災対策の更なる促進を行うため、令和7年4月に要綱の改正を行い、補助金交付対象を不特定多数が通行する公共の道路等に面している場合に拡大する。

6 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|--------|--|
| 令和7年4月 | 世田谷区擁壁改修等補助金交付要綱の改正
実態調査及び防災対策方針改定に向けた検討の着手 |
| 令和7年度末 | 都市整備常任委員会（中間報告） |
| 令和8年度 | 都市整備常任委員会（素案の報告）
素案の公表及び区民意見募集
都市整備常任委員会（案の報告）
防災対策方針改定 |